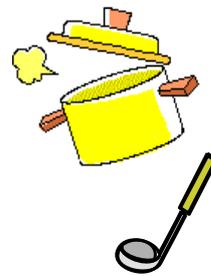


調理師の皆様へ！



働いている調理師は、

『調理師業務従事者届』を出すことが

調理師法で義務づけられています。

近年、国民の食生活においては、外食の機会が増えており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割はますます重要になってきました。

このため、調理師の資質の向上を目的とする各種事業が円滑に実施できるよう、働いている調理師は「就業届」を出すことが義務づけられています。

☆届出の必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

☆平成30年12月31日現在の状況を書き込んで、**平成31年1月15日まで**に働いている地域の北海道全調理師会各支部に届け出てください。

☆インターネットでの届出も可能です。

次のウェブサイトアドレス（URL）もしくはQRコードからアクセスしてください。

（平成30年12月31日から平成31年1月15日までアクセス可能です。）

ウェブサイトアドレス（URL）または「平成30年度北海道調理師就業届」で検索

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uSEbFakL>

QRコード（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）



【問い合わせ先】

◎北海道全調理師会深川支部

深川市2条10番1号 プラザ富士屋内（電話 0164-23-2107）

◎北海道深川保健所企画総務課企画係

深川市2条18番6号（電話 0164-22-1421）

北海道・一般社団法人北海道全調理師会